

○笠井委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の会議に、菅原、植木両委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。陳情第30号及び陳情第31号の以上2件につきまして、それぞれ令和7年12月20日に陳情提出者から、趣旨・補足説明の希望を取り下げる旨の申出があったことから、申出どおり扱うこととしたいと思いますが、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、この件につきましては説明を受ける予定でありましたことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、令和8年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第7号、議案第10号及び議案第12号の以上6件につきまして、理事者から説明願います。

○樽井市民生活部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管に関わる事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書を御覧ください。物価高騰による燃料費、光熱水費等の増加に伴い補正する事業としましては、22ページから26ページにかけてお示ししており、7事業、1千127万2千円となっております。その内訳につきましては、22ページ、2款1項5目市民活動費の東部まちづくりセンター管理費で72万3千円、地域活動センター管理費で13万9千円、2款1項10目支所及び出張所費の神居支所及び神居古潭出張所管理費で27万4千円、江丹別支所及び嵐山出張所管理費で15万9千円、永山支所管理費で124万4千円、東鷹栖支所管理費で14万2千円、26ページ、4款1項4目火葬場費の旭川聖苑管理費で859万1千円となっており、財源につきましては、全額一般財源で措置しております。

次に、戻りまして23ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の次世代窓口構築運営費1億6千973万円についてであります。こちらは、旭川市次世代窓口ランドデザインに基づき窓口業務改革を行い、市民満足度の向上と業務の効率化を図っていかうとするもので、AI機能を活用したシステムの開発や機器の導入等に要する経費を計上しております。財源につきましては、本事業が総務省の自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに採択されていることから、国庫支出金で1億円、市債で6千万円、一般財源で973万円を措置しております。

次に、戻りまして3ページ、第2表繰越明許費補正の追加分を御覧ください。下から2段目、市民課DX推進費につきましては、戸籍に記載されます氏名の振り仮名を住民票等に記載するための住民基本台帳システムの改修に要する費用について、令和7年第4回定例会において議決をいただいたところでありますが、事業が年度内に完了しないことから1千683万円を、その下の段になりますが、先ほど御説明いたしました次世代窓口構築運営費につきまして、こちらも事業が年度内

に完了しないことから補正額の全額を、それぞれ令和8年度に繰越ししようとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○川邊福祉保険部長** 福祉保険部所管の令和8年第1回定例会補正予算について御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正の理由が国庫補助金の精算等に伴う償還のみの事業は、個別説明は省略させていただきますが、補正予算書の23ページから25ページにかけて7つの事業で合計3千912万2千円を補正いたします。財源は、諸収入が16万8千円、一般財源が3千895万4千円となります。

続きまして、それ以外の事業について御説明を申し上げます。補正予算書23ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害者自立支援給付費につきましては、令和6年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として8千151万3千円を、障害福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費として3億331万3千円の合計3億8千482万6千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が1億5千165万6千円、道支出金が7千582万8千円、一般財源が1億5千734万2千円となります。

次に、視覚障害者情報提供推進費につきましては、国の制度改正に伴い給与改定を行う視覚障害者情報提供施設への補助金として207万7千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が103万9千円、一般財源が103万8千円となります。

次に、地域活動支援センター等事業者物価高騰対策支援金と24ページの3款1項3目老人福祉費の介護サービス等事業者物価高騰対策支援金につきまして、これらは北海道が物価高騰対策として事業運営の負担軽減を目的に法定サービス事業者へ食材費、光熱費等の支援を予定しておりますが、本市独自の取組として北海道の対象外となっている地域活動支援センターや有料老人ホーム等へ同様の支援を行うもので、それぞれ35万4千円と1千381万5千円を補正いたします。財源は、全額国庫支出金になります。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、令和5年度補助事業に係る消費税等仕入税額控除に伴う道への償還金として11万4千円を、認知症高齢者グループホーム等が行う施設整備に対する補助金として1億786万円の合計1億797万4千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が7千706万円、市債が3千80万円、諸収入が11万4千円となります。

次に、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、居宅介護サービス受給件数の増等に伴う繰出金として5千608万4千円を補正いたします。財源は、全額一般財源です。

次に、高齢者バス料金助成費につきましては、寿バスカードの利用回数の増に伴う扶助費として2千244万3千円を補正いたします。財源は、全額一般財源です。

次に、25ページを御覧ください。2項2目児童措置費の障害児通所給付費につきましては、令和6年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として4千461万1千円、障害児通所支援の利用者の増加による審査請求件数の増に伴う手数料として39万円、障害児通所支援の利用者の増等に伴う扶助費として2億4千380万4千円の合計2億8千880万5千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が1億2千190万2千円、道支出金が6千95万1千円、一般財源が1億595万2千円です。

次に、3項2目扶助費の生活保護等費につきましては、令和6年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として1億3千612万6千円、医療扶助費等の増加に伴う扶助費として5億3千902万3千円の合計6億7千514万9千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が4億426万7千円、一般財源が2億7千88万2千円となります。

次に、生活保護等費追加給付事業費につきましては、平成25年8月の生活保護費の基準改定を違法とする最高裁判所の判決を受け、影響を受けた世帯に追加給付を行うものでございます。本市で対象となる世帯は約1万6千世帯と推測しておりますが、令和7年度は複雑な計算を要さず、年度内に支給額を確定できる単身の継続世帯など約3千世帯を対象とし、3億4千87万4千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が2億5千701万8千円、一般財源が8千385万6千円となります。なお、残りの世帯につきましては給付金額の算定に時間を要することから、令和8年度当初予算での給付を予定しております。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。補正予算書4ページを御覧ください。福祉保険部所管分は、第2表繰越明許費補正（追加分）の表中、3款1項社会福祉費の3つの事業、地域活動支援センター等事業者物価高騰対策支援金、介護サービス等事業者物価高騰対策支援金、老人福祉施設等整備推進補助金でございます。いずれも、ただいま御説明いたしました補正額の一部を令和8年度に繰り越し、事業を実施しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正についてであります。補正予算書6ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正（追加分）のうち、福祉保険部所管は上から2つ目、3つ目、4つ目の3つの事業で、高齢者バス料金助成乗車証交付申請書兼受領書等封入封緘業務、引取り人のない遺体移送業務、保護決定通知書等印刷及び封入封緘業務について、今年度中に委託契約を行う必要があるため設定しようとするものであります。

続いて、議案第2号、令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算であります。補正予算書40ページを御覧ください。7款1項4目その他償還金であります。令和6年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として386万4千円を補正いたします。財源は、全額繰入金であります。

続いて、議案第5号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算であります。補正予算書47ページを御覧ください。2款1項1目、居宅介護サービス給付費であります。受給件数の増に伴う負担金として2億3千268万7千円を補正いたします。財源は、国庫支出金6千370万9千円、道支出金2千908万6千円、支払基金交付金6千282万5千円、繰入金7千706万7千円でございます。

次に、3目地域密着型介護サービス給付費であります。受給件数の増に伴う負担金として1億2千190万6千円を補正いたします。財源は、国庫支出金3千337万7千円、道支出金1千523万8千円、支払基金交付金3千291万4千円、繰入金4千37万7千円でございます。

次に、2項1目高額介護サービス費であります。受給件数及び1件当たりの金額の増に伴う負担金として1千902万2千円を補正いたします。財源は、国庫支出金520万8千円、道支出金237万7千円、支払基金交付金513万6千円、繰入金630万1千円でございます。

次に、48ページを御覧ください。2目高額医療合算介護サービス費であります。受給件数及び1件当たりの金額の増に伴う負担金として112万1千円を補正いたします。財源は、国庫支出金

30万7千円、道支出金14万円、支払基金交付金30万3千円、繰入金37万1千円であります。

次に、3項1目審査支払手数料であります。審査件数の増に伴う手数料として30万3千円を補正いたします。財源は、国庫支出金8万3千円、道支出金3万8千円、支払基金交付金8万2千円、繰入金10万円でございます。

次に、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費であります。利用件数の増に伴う手数料及び負担金として7千200万1千円を補正いたします。財源は、国庫支出金1千971万3千円、道支出金900万円、支払基金交付金1千944万円、繰入金2千384万8千円でございます。

次に、49ページを御覧ください。3項2目任意事業費の家族介護支援事業費であります。利用者数の増に伴う扶助費として106万6千円を補正いたします。財源は、国庫支出金41万円、道支出金20万5千円、繰入金45万1千円となります。

最後に、議案第7号、令和7年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算となります。補正予算書の51ページ、債務負担行為を御覧ください。後期高齢者医療システム用ファイアウォール賃借料について、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの長期契約を年度内に締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

以上が今回提案しております補正予算の概要となります。よろしくお願い申し上げます。

**○山口健康保健部長** 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、健康保健部所管分の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の26ページを御覧ください。初めに、4款1項3目環境衛生費の説明欄1つ目、普通公衆浴場燃料価格等高騰対策費655万円についてであります。日常生活において、その健康の保持及び保健衛生上必要不可欠なものとして利用される普通公衆浴場は、物価統制令に基づく入浴料金の統制により原油及び物価高騰による影響を特に受けやすいことから、燃料価格等の高騰の中においても衛生的管理を確保しながら事業を継続できるよう、燃料価格等の高騰分の一部を支援するため補正しようとするものでございます。なお、財源につきましては、全額国の交付金としております。

次に、前年度等に交付を受けました国庫補助金及び負担金の精算に伴う償還金を補正するものが6件ございますが、2目予防費の5件、がん対策費3万1千円、難病相談支援費1万5千円、感染症予防対策費542万1千円、予防接種費2千407万1千円、結核医療費公費負担事業費145万2千円、その下の3目環境衛生費の1件、試験検査費8万6千円であり、財源はいずれも全額一般財源となっております。

以上が健康保健部所管分の補正予算の概要でございます。

**○太田環境部長** 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に関わる事項につきまして御説明を申し上げます。

旭川市一般会計補正予算書26ページを御覧ください。26ページ中段にございます、4款1項3目環境衛生費、環境基金積立金でございます。本事業はふるさと納税などでいただいた寄附金を環境保全に関する事業の必要な経費に充当するものでございますが、本年度の寄附金が当初の予定額を上回ったことから、1千381万7千円を補正するものでございます。財源は、全額環境基金寄附金でございます。

次に、6ページを御覧ください。6ページの第3表債務負担行為補正（追加分）でございます。

いずれも今年度内に契約を締結する必要がありますことから、債務負担行為を設定しようとするものでございますが、表の下から2つ目、指定ごみ袋製造費につきましては、市民が購入する指定ごみ袋の必要数を早急に確保するため、期間は令和8年度、限度額は1億2千745万4千円、財源につきましては、家庭ごみ処理手数料収入及び諸収入となっております。

次にその下、旧中園廃棄物最終処分場施設解体実施設計業務委託料及び7ページの一番上にごございます近文リサイクルプラザ管理棟ほか解体設計業務委託料につきましては、解体工事費を早期に確定させ予算に反映させる必要があるため、いずれも期間は令和8年度、限度額は1千500万円、財源につきましては、市債及び一般財源となっております。

次にその下、環境センター2号井戸水中ポンプ設置業務委託料につきましては、春先から希積水量が増加することから早急に2号井戸を使用できる状態にする必要があるため、期間は令和8年度、限度額は800万円、財源は、市債及び一般財源となっております。

最後に、同ページの一番下になりますが、令和8年度分施設維持管理業務等委託料8億7千573万7千円のうち環境部所管分につきましては4億1千478万円となっており、旭川市環境センター運転管理業務委託ほか4件の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

環境部からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

**〇木村市立旭川病院事務局長** 令和8年第1回定例会提出議案のうち、市立旭川病院が所管するものにつきまして順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第10号、令和7年度旭川市病院事業会計補正予算について、補正予算書により御説明をいたします。

補正予算書の59ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入予算補正と債務負担行為の追加ということになっております。

まず、歳入予算補正につきましては、決算見込みにおいて一般会計繰入金の前算に關する経費等の増減があったことに伴う一般会計補助金及び一般会計負担金の増額となっております。補正予算書59ページの実施計画上段、収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、収入の部、1款3項3目一般会計補助金で基礎年金拠出金公的負担金の増等により432万3千円を、1款4項1目本院で高度及び特殊医療不採算額の増等により8千308万4千円を、また、中ほどの資本金収入及び支出でお示ししておりますとおり、収入の部、1款2項1目一般会計負担金でふるさと納税寄附金額が当初予算額を上回る見込みとなったことにより381万7千円をそれぞれ増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、次のページ、60ページの債務負担行為に関する調書にお示ししておりますとおり、令和8年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料、高圧配電盤改修工事費、病理組織検査業務委託料の3件について、新たに債務負担行為を設定しようとするものであります。補正予算については以上となります。

続きまして、議案第12号、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書により御説明をいたします。

議案第12号を御覧ください。現在の当院の厳しい経営状況、また、コロナ禍以降の患者数の動向等を踏まえまして、病床数の適正化により病床稼働率の向上を図るとともに、資金手当てとして国の財政支援を活用するため、休床72床を含む一般病床92床、精神病床14床、合計106床

を削減しようとするものであります。これにより、許可病床数につきましては感染症病床を含め現在の471床から365床となります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

**○笠井委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○笠井委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等について及び地域集会施設の活用に関する実施計画(改定案)に対する市民参加手続についての以上2件について、理事者から報告願います。

**○樽井市民生活部長** まず、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等について御報告いたします。使用料、手数料の見直しに関する取組につきましては総務常任委員会所管の案件ではございますが、個別の使用料、手数料の所管部局として関係がありますので、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等について関係部局を代表して市民生活部から御報告いたします。

民生常任委員会が所管する使用料、手数料につきましては、住民センター、障害者福祉センターなどの使用料、市税の証明、犬の登録、指定ごみ袋などの手数料があり、関係する部局は税務部、市民生活部、福祉保険部、健康保健部、環境部となります。

それでは、資料の使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等についてを御覧ください。使用料、手数料の見直し案につきましては、昨年11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施するとともに市民説明会等を開催し、合計188件の御意見をいただきました。

内容につきましては、まず(1)の意見提出手続におきまして、87個人、3団体から92件の御意見が提出され、その内訳としましては、1個人、団体で複数の意見があるものもあり、延べ数になりますが、料金設定に関するものが81件、算定方法に関するものが13件、施設の稼働率に関するものが12件などとなっております。

次に、(2)市民説明会等につきましては、全体説明会や個別説明会、附属機関等を合計94回開催し、参加者数は549人で96件の御意見をいただきました。その内訳は、延べ数で料金設定に関するものが31件、算定方法に関するものが16件、減免に関するものが11件などとなっております。意見提出手続でいただいた御意見に対する旭川市の考え方は、別紙1のとおり整理しております。

続きまして、別紙2、使用料・手数料の見直し案(修正案)を御覧ください。こちらは、市民参加手続での御意見等を考慮するなど当初案から修正するものになりますが、本委員会では別紙2の3枚目、障害者福祉センターの使用料が該当いたします。後ほど、所管する福祉保険部から御説明させていただきます。なお、別紙1及び別紙2につきましては、今月中にホームページで公表するとともに、市政情報コーナーや各支所、公民館等での資料の供覧を予定しております。

今回の修正案につきましては、今後、3月下旬までに各部局におきまして、附属機関等への説明、報告を必要に応じて行うこととしております。附属機関等からいただいた御意見等も考慮しながら4月上旬に料金改定の最終案を取りまとめ、6月の第2回定例会に関連議案を提出し、10月から

新料金を適用してまいりたいと考えております。

続きまして、地域集会施設の活用に関する実施計画（改定案）に対する市民参加手続について御報告いたします。地域集会施設の活用に関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、施設所管部として関係がありますので御報告させていただきます。

資料、地域集会施設の活用に関する実施計画（改定案）に対する市民参加手続についてを御覧ください。本件につきましては、先ほど御報告いたしました使用料、手数料の見直しと重なる内容もありますことから併せて取組を進めてきており、こちらも同様に昨年の11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施するとともに市民説明会等を開催し、合計55件の御意見をいただきました。

内容につきましては、1の意見提出手続におきまして10個人から10件の意見をいただきました。その内訳は、1個人で複数の意見があるものもあるため延べ12件でありまして、地域集会施設に関して8件、うち施設運用が3件、料金設定が2件、地域集会施設を含めた公共施設の在り方等が3件などとなっております。

次に、2の市民説明会等を御覧ください。こちらは先ほど御報告いたしました使用料、手数料の見直し案における市民説明会等のうち、地域集会施設に関する部分を抜き出して記載しております。開催状況につきましては、全体説明会、個別説明会、附属機関等を合計38回開催し、参加者は210名で45件の御意見をいただきました。その内訳、延べ数で地域集会施設に関する意見が41件、料金設定に関する意見が11件、稼働率に関する意見が5件などとなっております。

今回の意見提出手続と市民説明会等を受けまして、施設の運用や在り方などについていただいている御意見につきましては、今後の施設運営等に生かしてまいります。なお、意見提出手続における意見と旭川市の考え方は別紙のとおり整理しており、今月中にホームページで公表するとともに、市政情報コーナーや各支所、公民館等での資料の供覧を予定しております。

今後につきましては、附属機関での審議等を経て、令和8年度に改定案として策定する予定でございます。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○**笠井委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○**笠井委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、使用料・手数料見直し案における旭川市障害者福祉センター使用料の修正について、障害児通所給付費の返還金請求状況について及び生活保護関係書類の流出等に係る保護費未支給の調査状況についての以上3件について、理事者から報告願います。

○**川邊福祉保険部長** まず、旭川市障害者福祉センターの使用料についてパブリックコメントの意見を受けて修正を行いますので、御報告申し上げます。

旭川市障害者福祉センターの障害者等の使用料については、パブリックコメントの資料にありましたとおり本市の施設の設置目的に応じた料金設定の対象施設として、施設を開設した平成14年から現在まで、障害者等の使用料を一般の3分の1以内と設定し運用を行ってまいりました。パブ

リックコメントの案においては、算定シートにおいて受益者負担割合を一般は50%、障害者等は一般の3分の1をとという考え方の下、17%を乗じて算出した料金をお示しいたしました。しかしながら、個別説明会において一般料金の3分の1を超える部屋があるという御意見をいただいたため、会議室2及び音響スタジオにおいて、一般料金の3分の1を障害者等の使用料とをすることに修正をするものであります。

なお、このうち音響スタジオにつきましては、音響機器の老朽化や機器使用状況などから、今回の見直しで機器使用分を控除して算出したため、現行料金よりも低い額となっているものでございます。本件につきましては以上です。

続きまして、障害児通所給付費の返還金請求状況について御報告を申し上げます。本件は昨年11月の常任委員会で報告いたしました事業所の指定取消処分に伴う障害児通所給付費の不正受給に関わるもので、不正額の確定、請求及び回収作業について、現状報告をするものでございます。

不正受給を行ったのは市内2か所で障害児発達支援及び放課後等デイサービスを提供していた帯広市所在の一般社団法人杓の杜であり、令和7年11月30日をもって指定取消処分を行っております。不正による返還金請求や回収作業は指導監査課から引き継いだ障害福祉課で行っており、現在確定した不正返還総額1千482万9千472円を2回に分けて法人宛てに請求を行っております。このうち、先に請求した第1回請求分について、納付期限までに入金が確認されなかったことから督促状、催告書を送付し返還を促しておりますが、いまだ入金に至っておらず、併せて法人の財産調査に着手したところでございます。

この給付費は徴収最高債権に該当するため地方税等の滞納処分と同様の手続を踏む必要がありますことから、資産がある場合には差押えなどの強制徴収を行っていく予定であります。また、国2分の1、道4分の1、市4分の1の割合で給付を行っておりますことから、この不正額が事業所から返還されなかった場合には国と道への返還について本市に負担が生じることから、現在回収に向けて全力で当たっている状況でございます。本件について、報告は以上になります。

最後に、生活保護関係書類の流出等に係る保護費未支給の調査状況について御報告いたします。先月20日の常任委員会において、生活保護関係書類の流出と保護費の未支給について御報告させていただきました。その後の調査により前回報告した分以外にも未支給事案が確認されましたので、配付した資料で御報告をいたします。

資料の2、調査の方法であります。まず、当該職員についてであります。書類が流出した7つの世帯からの聞き取りとともに、これ以外、このとき判明した分以外で当該職員が配属後3年間で担当した198世帯に書面を送付し、未支給のあるなしについて情報提供を依頼いたしました。これらの調査と併せて申請書の受理簿、管理台帳、生活保護システムにおいて、申請書や領収書等の突合作業を行い、未処理の有無について調査をいたしております。

あわせて、それ以外の全てのケースワーカーについてであります。未処理の書類が机の中に紛れていないかどうかを確認いたしました。同じく、併せて申請書の受理簿、管理台帳、生活保護システムにおいて申請書や領収書等の突合作業を行い、未処理の有無について調査を行っております。

3の調査の結果でございます。まず、(1)番の当該職員に関連する部分であります。文字だと少し複雑になりますので次のページの表で御説明をいたします。表の左側、縦列の数字、番号が入っておりますが、これはそれぞれの世帯、つまり対象となる保護者を表しております。

左から縦の2列目、1番から3番までの3件、これが前回確定分ということで御報告した分であります。Aの記載がある合計4万2千912円となっております。このうち、1番の方ですが既に死亡しておりますことから、現在支給方法について検討をしている状況にあります。

続きまして、左側、縦の3列目及び4列目、これが今回調査で新たに判明して御報告をする部分ですが、まず、書類の突合調査により未支給があるというふうに判明し、額が確定できたものが3列目に記載をいたしております。符号のB、C、Dであります。この合計で7万6千313円となっております。このB、C、Dのアルファベットの区分は脚注にもありますが、もう既に支給処理済みかどうかの時期の区分を表しております。なお、このうちDの部分ですが、これは本人ではなく医療機関への未支給分を表しております。

続きまして、一番右側の列、左から4列目ですが、Eを付番しております。このEについては全て、前回書類が流出した方、1番から4番まで前回書類が流出した方になりますが、そのときに直接訪問して状況を伺った際に判明分以外にも未支給があるという申出があったり、あるいは我々の調査で突合作業を行ったときに、前後の期間の支給状況から恐らく未支給があるであろうというふうに推認されるものであり、これは今後検討の上、最終的に金額を決定し支給をしていく考えでございます。

なお、当該職員に関連する部分で先ほど御説明いたしました。過去に担当した198世帯に対して未支給の有無について照会を行ったものですが、この調査からは未支給があるという申出はありませんでした。

前のページに戻っていただきまして、3の(2)番です。その他のケースワーカーについても調査をいたしました結果、書類の持ち出しや未支給などの事案は見られず、一部事務処理が遅れているものについても全て係長、SVが把握している状況であり特段の問題は見当たりませんでした。この調査結果について、2月12日に保護課の中で係長会議を開催いたしまして、結果の報告、共有をしたところでございます。

最後に、4、再発防止策でございます。本件は担当者が申請書等を受理、その後の処理状況が組織内で共有できなかったことが原因であり、係共通キャビネットでの書類の保管を義務付け、個人の机保管を禁止いたしまして、事務処理状況について徹底した見える化を図ってまいりました。あわせて、書類を受け取ったときに受理簿に記載し、その後電子データ化を速やかに行い、複数の職員が進行状況を管理できるよう現在試行を行っており、4月から本格実施し未支給などの事務懈怠の防止を図る考えでございます。

なお、現時点では未支給がこれ以上広がる見込みは持っておりませんが、当該職員が担当していた世帯へ依頼した情報提供には特段期限を設けてございません。今後、問合せなどがあった場合には丁寧に対応していく考えでございます。

今後、こうしたことを二度と繰り返さないよう徹底を図ってまいります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○松田委員 障害児通所給付費の返還金請求状況について何点かお聞きしたいと思います。

これまでの市の対応についてお示しください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 中核市である本市では、事業所の指定や取消しについては指導

監査課が行い、不正額の確定や法人への請求、回収については障害福祉課で行うこととしています。したがって、行政処分後は障害福祉課が業務を引き継ぎ、指導監査課で監査を行った期間を含め、指定取消しとなった令和7年11月30日までの運営について再点検、再計算し、不正請求額の確定作業を行いました。

請求に当たっては、法人の所在が帯広市であるため、指定取消し後、早い段階で旭川市からの撤退が見込まれたことから不正額確定分から順次行うこととし、結果として2回に分けて請求を行っております。

○**松田委員** 2回に分けて請求したとのことですが、返還はなされたのか、現在の状況をお示ください。

○**宮川福祉保険部障害福祉課主幹** 取消処分となったのは、もくの木たいせつ及びもくの木ほうえいの2つの事業所で、いずれも令和6年4月1日から令和7年11月30日までの期間について再点検を行いました。

まず、先に確定した689万4千468円について、本年1月13日を納期限として昨年12月24日付で法人宛てに送付いたしました。納期限までに入金がなかったため1月16日に督促状を送付し、こちらが入金がなかったため2月6日を納期限とした催告書を1月30日に送付いたしました。現在のところ入金はありません。2回目は、1回目に請求した以外の残り全ての額であります793万5千4円を本年2月13日付で請求しております。こちらにつきましても、納期限を2月27日としております。

○**松田委員** 返還金の法的な位置付けは税金のようなものかどうなのかお示ください。

○**宮川福祉保険部障害福祉課主幹** 本債権は児童福祉法第57条の2及び地方自治法第231条の3第3項に基づき、公債権として取り扱うこととなります。また、本件は強制徴収公債権の扱いとなりますので市税と同じように強制徴収を行えることから、資力がある場合は差押えをするなど手順に沿った処理を行ってまいります。なお、1回目の督促の納期限までに返納がなかったことから法人の所有する財産について現在調査を行っているところです。

○**松田委員** 相手に十分な資力があればいいんですが、資力がないことも考えられます。今後、どうやって回収していくのかお示ください。

○**水上福祉保険部障害福祉課長** 今後の回収については、まずは定期的に催告書を送り続けることはもちろん、法人代表に直接連絡を行い、返済を求めているところです。あわせて、刑事告訴といった手法も検討しているところです。刑事告訴がイコール債権回収に直接つながるわけではありませんが、市民や事業所に対して、市は不正を見逃さないという毅然とした姿勢を示せると考えております。いずれにしても、庁内の関係部署や法律の専門家の指導助言を踏まえながら、債権回収に向けて努力してまいります。

○**松田委員** 最後になりますが、本件に関する部長の受け止め方をお聞きして、この質疑を終わりたいと思います。

○**川邊福祉保険部長** 本件、杓の杜の行政処分ですが、たしか11月末の常任委員会で報告したと思います。内容的にも本来作られているべきプランが全く作られていないままに受給をしていたといったようなこと、それから調査に入って確認をしたところ日々の利用者の付け替えを行っていた、いわゆる記録の改ざんが行われたというようなものであります。

見方によって、営利企業であれば経営努力というふうな見方もできるような部分もあるかもしれませんが、この福祉制度という視点からは非合法でありますし、許されないものであります。この事業所の故意、悪意の程度はさておきとしながらも、やはり組織的にこうしたことを行っており、看過できるものではないという受け止め、私のほうで持ちました。先ほど来、障害福祉課から答弁してきておりますとおり、まずは、公金を不正受給した額、この回収に向けて全力を挙げるところであります。それから、課長からもありましたが、併せて刑事告訴も検討をいたしているところです。

今後につきましても、こうしたケース、発生しないように日々運営指導に努め、悪質なケースが発生した場合には毅然とした対応を取っていかうというふうに考えております。

本件につきましては、また今後動きがあった場合には経過報告をさせていただきます。

○笠井委員 他に御発言はございますか。

○石川厚子委員 今、福祉保険部から3点ほど報告ありましたが、その中で、生活保護関係書類の流出等に係る保護費未支給の調査状況についてお尋ねします。

1月に不祥事が発覚したわけですが、直ちに調査を開始したことについては評価いたしたいと思えます。調査で金額が確認できたものとしたしまして、この表の真ん中のところ、Bのバス代、紙おむつ代が3万8千633円、Cのタクシー代、バス代が6千210円、Dの検診料が3万2千400円、この3つ合わせますと7万6千313円ということで、先月報告されました4万2千912円を上回っておりますが、まず、このことに対する受け止めをお尋ねします。

○高桑福祉保険部生活支援課長 当該職員が起こした不適切な行為の衝撃があまりにも大きかったことから、当初は未支給事案がさらに広がることを覚悟して調査に臨みました。職員が過去に担当した全世帯への情報提供依頼に対しまして問合せはありましたものの、未支給の申出は1件もなく、結果としては我々の内部の突合調査などで発見した範囲にとどまりました。保護課全体におきましても事務処理の遅れが見られた一部の職員はおりましたが、査察指導員や周囲の職員の管理やサポートを受けており、長期の書類の私的保管や長期間未支給の事案も確認されませんでした。

これらの結果を受けまして、当初の覚悟を思えば安堵している部分も正直ございますが、未支給額については調査しても確定が困難な部分があることも分かってきたところでありまして、いずれにしても、今ある未支給事案となっているものの処理を速やかに進めていかなければならないというふうに考えております。

○石川厚子委員 長期間の未支給ですとか長期にわたり机の中に書類を入れている、そういった職員はいなかったということで、まずはよかったかなというふうに思います。

この表の右側、Eに関しましては利用回数や金額は確認できないとのことなのですが、今後この調査を進めていくことで確認できる、そういった見込みはあるのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 通院日数につきましては病院への紹介で把握できますが、タクシー料金は確認することができず、紙おむつの購入状況なども、毎月実績のある方でない場合、確認は困難でございます。この状況から、1年以上も前のことについて明確な根拠を見いだすことはできず、今後さらに時間をかけて調査しても新たな根拠が見つかる可能性はほとんどないと考えておりますが、その方は紙おむつが必要だったこと、タクシーを利用しなければ通院ができない身体状況であったことは確かでございますので、過去の利用状況などに基づき金額を推計し、その額を支

給させていただくことで、年度内には対応を完了させたいと考えております。

○石川厚子委員 確認するのは難しいとのことですが、紙おむつ代やタクシー代については年度内には支払うよということなんだと思います。

再発防止策といたしまして、個人の机での保管を禁止し係のキャビネットで管理する見える化を開始したようですが、この見える化の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 このたびの事態によりまして、生活支援課、保護課の職員の誰もが申請書などを机の中にしまい込まれれば、それを把握するすべはなく、取り返しのつかない事態を生む危険性があるということを改めて痛感いたしました。いわゆる書類の受理状況や処理状況の見える化につきましては全職員がその必要性を認識したところであり、2月からは全係で試行することができておりまして、4月から本格実施できるものと考えております。

○石川厚子委員 見える化につきましては2月から全係で試行しているとのことですね。

また、複数職員による申請事実の確認及び申請書受理簿への記載、電子データと申請書原本の突合も実施するとのことなんですが、この進捗状況についてもお示しいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 再発防止策のうち重層的なチェック体制の構築に関しましては、ケースワーカーや査察指導員にとって事務作業が増えることとなりますので、病休並びに育休となっている職員が少なくない保護課の現状では、複数職員による確認や事務処理を100%完遂することが難しい部分があることは否めません。そのため、全職員の実施にはまだ至っておりません。現在行っている試行により事務量を検証し、現場の声を聞きながら課題の改善を図り、これも4月から本格実施につなげてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 複数職員によるチェックが難しいというのはケースワーカー不足というのも原因の一つだというふうに感じます。先月、小田原市を視察したという話させていただいたんですが、小田原市では法定数どおりケースワーカーが配置されております。旭川もそのようにすべきと考えます。

最後になんですけれども、このたび、起こってはならないこのような不祥事が起こってしまったわけなんですが、今後の改善策につきまして改めて部長の見解をお伺いします。

○川邊福祉保険部長 先ほど来、課長の答弁にもございましたように、このたびの事態の原因になったのは、ケースワーカーが申請書類などを私的な文書とともに自身の机の引き出しで保管できるような状況になっていたこと、これは間違いございません。これについては一定の再発防止策を講じてまいりました。ただ、これはあくまでも事務の流れだけの話でございます。

今回もう一つ、私、問題を感じているのは、公文書を自宅に持ち帰った上にそれを廃棄してしまったということでもあります。これ、公の仕事を預かる我々公務員としてはあってはならないことでもあります。さらに、長期間の未支給についても責任を持って業務に取り組むといったような基本的な意識の欠如もうかがわれるというものでございます。

こうした我々公務員としての意識、倫理観について再度徹底を図ることが必要と考えまして、事案発生時から部内で緊急の訓示ですとか保護課内でも緊急の係長会議などを開催してきたところでもあります。今回の事案を一過性の不祥事で終わらせるものではなくて、今後も定例で行っている部内のケースワーカー研修などにおいて、いま一度徹底を図り、このような不祥事を二度と繰り返さないよう事務改善、それから意識改革など両面から取り組んでいく所存でございます。

○石川厚子委員 今、部長のほうからるる述べられましたが、このような不祥事、二度と起こらないよう指摘いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、令和7年度ゾーニング検討の経過等について、理事者から報告願います。

○太田環境部長 本年度に実施いたしましたゾーニングの経過等について報告をさせていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。初めに、ゾーニングの目的につきましては、本市が世界に誇る都市と自然との調和を守りつつ、GX、DX、AI産業の集積による社会的、経済的に持続可能な未来を実現するため、地域との合意、自然環境や生活環境への配慮、災害の防止を図り、無秩序な再エネ開発を抑止するものとしてございます。また、保全すべきエリアを明確化し地域の環境を保全する、導入の適地を見える化し再エネの効率的な導入を促進する、地域関係者との合意形成を促しトラブルを防止するといった効果を期待しているところでもございます。

次に、対象についてでございますが、対象地域は市内全域、対象再エネは地上設置型の太陽光及び陸上風力としてございます。下の図のほうにはそれぞれのポテンシャルを示してございますが、太陽光発電に対する地域特性はポテンシャルの高いエリアに農地が多く、農地以外では林地や都市計画上の用途地域などが多いというものであり、総ポテンシャル量は約4.8ギガワットとなっております。また、陸上風力発電に対する地域特性は、ポテンシャルの高いエリアは主に本市の南西部に集中しており、その大部分は保安林というものであり、総ポテンシャル量は約1.9ギガワットとなっております。

続いて、資料の2ページ目を御覧ください。ゾーニングの位置付けについてでございますが、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再エネ開発のために活用するほか、環境配慮事項を整理するとともに再エネ開発に関するガイドラインなどの法的仕組みの構築にも活用しようと考えてございます。また、事業者の留意点といたしまして、再エネ開発の計画を策定する際に関連法令等に基づく必要な手続や措置を講じるほか、環境配慮事項等を確認し、必要な調査や対策等を実施することとなります。

次に、作成手順についてでございますが、初めに、文献調査、ヒアリング等による情報の収集、整理を行い、多様な主体で構成する旭川市GX懇談会での意見交換等を踏まえながら、保全エリアと保全エリア以外を区分する一次ゾーニングを行いました。その後、保全エリア以外を保全に近い調整エリア、調整エリア、配慮エリア、促進検討エリアに区分する二次ゾーニングを経て、本年の1月28日に開催されました4回目のGX懇談会にてゾーニングマップ素案を取りまとめたところでございます。

続いて、資料の3ページを御覧ください。エリアの定義についてでございます。エリアは5つございますが、上から、法令等により環境保全を優先するエリアを保全エリア、環境保全等に対する考慮が必要なエリアのうち再エネ導入の難易度が高いエリアを保全に近い調整エリア、それ以外を調整エリア、また、再エネの導入に当たって留意事項が含まれるエリアを配慮エリア、最後に、調

整エリア及び配慮エリア内で環境面、社会面から再エネ導入の促進検討が可能なエリアを促進検討エリアと定義しているところでございます。

次に、ゾーニングの考え方でございますが、初めに、国の環境配慮基準及び道の環境配慮基準に基づき、促進区域から除外または不適切なものを保全エリアとし、それ以外のエリアのうち、道の環境配慮基準において促進区域に含めることが適切ではないが一定の条件で促進区域に含めることができるエリアや促進区域の設定に当たり考慮すべきとされたエリア、また、本市独自の判断で環境保全や防災等の観点から考慮が必要と判断したエリアの中から土地改変行為に対する法令上の規制ですとか、国、道、市の計画等で特に重要な区域としての位置付けなどから、保全に近い調整エリアと調整エリアを設定、それ以外を配慮エリアに設定するという考え方でございますが、調査の結果、本市において配慮エリアは該当なしとなっております。

続いて、4ページ目を御覧ください。ゾーニングマップの素案についてでございます。まず、地上設置型太陽光発電につきましては、農地と非農地での状況を分析し、農地については国が営農型太陽光発電導入を推進していることや市内農家の関心の高さなどから、高齢化や後継者不足といった農家が抱える課題等の解決に向け農業への影響を最小にすることを前提とした導入可能性を探るものとし、非農地については行き過ぎた導入が地域とのあつれきを生み出していることなどを踏まえ、慎重な対応が必要なことを前提とした導入可能性を探るものとし、資料の左下でございますように、営農型と非営農型に分けて促進エリアと検討エリアの素案を取りまとめております。特徴としましては保全エリア、保全に近いエリアが郊外に広く存在し、促進検討エリアは工業団地の近辺等に点在しているという状況になってございます。

次に、陸上風力発電につきましては、データセンター等の大口需要家の誘致可能性を高めること、ポテンシャルの高いエリアの大部分が保安林であることを踏まえ、自然環境や地域との共生、特に保安林との調整等を図りながら、本市における新たな産業、雇用の創出等による持続可能な地域社会の実現を目指し、資料の右側の下にございます図面のとおり、促進検討エリアの素案を取りまとめたところでございます。特徴といたしましては保全エリアは太陽光と同じように郊外に広く存在する一方、保全に近い調整エリアは郊外に点在し、また、促進検討エリアは神居山を起点に南に延びる尾根沿いに集中しているといったところでございます。

最後に、5ページ目を御覧ください。ガイドラインの素案についてでございます。保全エリアにつきましては再エネ発電設備の設置が不可となりますが、それ以外のエリアについては法令やガイドラインの遵守を条件に設置を可とし、設置に当たっての配慮、本市との事前協議や地域住民への事前周知、地域住民の理解や同意、各種届出、設置後の管理について規律を定めるものとしてございます。

次に、ガイドラインを踏まえた事業フローについてですが、事前着手前に事業者が市に事前協議書を提出し、市が事業内容や配慮事項等について確認、その後、その事前協議結果に基づき、地域住民への事前周知、環境影響調査等を実施するものとし、ここで、住民の理解や同意が得られなかった場合には事業の中止や再検討となりますが、理解や同意が得られた場合は設備設置計画書を市に提出し、市がその内容を確認し受理をした後に工事着手届を提出し、工事に着手していくということになります。工事終了後におきましても、事業者には年度ごとの事業報告書の提出を求め、市として事業が適切に履行されていることを確認してまいります。

なお、ゾーニングマップやガイドラインにつきましては、素案を踏まえ次年度においてGX懇談会での意見交換等を踏まえながら案を作成し、パブリックコメントを実施、確定、施行するほか、条例についても併せて制定していく考えでございます。

環境部からの報告は以上でございます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、その他の常任委員会における取組テーマについてを議題といたします。

令和6年10月8日の議会運営委員会において全会一致となった、常任委員会ごとにテーマを決め、委員間討議を積極的に取り入れ、政策提言等に向けた検討と議論に努めるに基づき、民生常任委員会としては、終活支援における行政の役割と支援体制の整備についてを今期の委員会における取組テーマとし、政策提言等に結びつくような運営を行っていくこととしたいと考えておりますが、そのように扱わせていただいでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、そのとおり扱うことといたします。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前11時08分